

個人住民税の特別徴収に関する手順等

- ① 毎年1月31日までに提出が義務となっている給与支払報告書を従業員が住民票を置いている市町村に提出いただきます。その際、符号に該当する理由がない場合は特別徴収（事業所が住民税を給与から天引きして市町村に納付する）の対象者とし、符号に該当する従業員で普通徴収（従業員が自身で納付する）とする場合は適用欄に符号を記載し、普通徴収の対象となる方については、普通徴収への切替理由書に添付し提出していただきます。
- ② 5月末までに市町村から特別徴収の決定通知書が届き、事業所が毎月納付する金額を確認可能となります。また、従業員毎の毎月の住民税天引き額が記載されているので、その通知書の額を差し引く手続きをしていただきます。
- ③ 上記の通知の際、各従業員にお渡しいただくための税額通知書も同封しているので、それぞれの従業員に配布してください。
- ④ 6月の給与から対象となるため、6月給与計算の際、通知の住民税額をそれぞれの従業員給与から差し引いていただき、②の通知の際に同封してあった納付書にて、事業所が市町村に納付してください。
- ⑤ 7月以降同様の流れとなり、翌年の5月までで1年度分が完結します。

ケース1

特別徴収対象者（非課税であった従業員を含む）が途中で退職した場合

- ・上記の②で同封している給与所得者異動届出書（3枚複写）によって、○月から○月分を徴収済みあり、○月以降分が未徴収であるという内容を記載いただき、さらに一括徴収の該当となるかどうかを記載いただいたうえで、速やかに市町村に提出してください。当該異動の届け出がないと事業所に納付いただく特別徴収税額の変更ができません。

ケース2

途中から特別徴収を希望する場合

- ・特別徴収への切替申請書（与謝野町のホームページからダウンロードが可能）によって、○月から希望と記載してください。その際、対象となる従業員が普通徴収によって既に納付している分があれば、必ずその納付額を記載してください。

ケース3

確定申告などによって特別徴収額が変更となった場合

- ・従業員の税額がなんらかの理由で変更となった場合、市町村から特別徴収の変更通知書が届きますので、内容をご確認いただき、変更後の税額を給与天引きし、市町村に納付してください。また、税額が減額となった場合で、既に事業所が給与天引きしている月分が過納となる場合がありますが、こちらについては市町村から本人へ還付しますので、事業所は変更通知の内容によって通知後の月分からご対応していただくこととなり、特に遡って変更いただく必要はございません。